

# 「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」の一部改正について

平成11年6月30日 老発第471号  
厚生省老人保健福祉局長

今般、「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」（昭和51年5月21日社老第28号社会局長通知）の一部を別紙のとおり改正したので、管下市町村に対し周知徹底を図るとともに、本事業の実施に遺漏なきよう指導されたい。

なお、改正の概要等は下記のとおりである。また、本通知の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。

「ホームヘルプサービスチーム運営方式推進事業の実施について」（平成4年1月30日老計第12号・社更第19号・児発第71号、大臣官房老人保健福祉局長・社会局長・児童家庭局長通知）

「日常生活用具給付等事業（緊急通報装置）の運営について」（昭和63年6月6日社老第83号社会局長通知）

記

## 1 改正の概要

### (1) 老人ホームヘルプサービス事業運営要綱の一部改正

ホームヘルプサービスチーム運営方式推進事業の実施について（平成4年1月30日老計第12号・社更第19号・児発第71号、大臣官房老人保健福祉局長・社会局長・児童家庭局長通知）を廃止し、サービスの提供方法として、「チーム運営方式」で実施することを必須としたこと。

別表「ホームヘルプサービス事業費用負担基準」のうち、利用者世帯の階層区分G（生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯）について1時間当たり利用者負担額を940円から950円に改め、平成11年7月1日より適用することとしたこと。

別表「ホームヘルプサービス事業費用負担基準」において、「昼間帯・早朝・夜間帯」と「深夜帯」における利用者負担額を示したこと。

### (2) 老人日常生活用具給付等事業実施要綱の一部改正

給付等の対象となる用具の種目から、緊急通報装置を削除したこと。

### (3) 老人デイサービス運営事業実施要綱の一部改正

痴呆対応型老人共同生活援助事業において、地方公共団体、農業協同組合及び農業協同組合連合会、特定非営利活動法人に対する委託を認めたこと。

### (4) 在宅介護支援センター運営事業等実施要綱の一部改正

人口10万人を超える市町村にあつては、基幹型支援センターを10万人を増すごとに1か所を加えて定めることができることとしたこと。

基幹型支援センターは、その整備に相当の時間を要することに鑑み当分の間、設置しないことができることとしたが、この場合であっても、市町村は極力早期に設置するように努めるとともに、設置されるまでの間は、自らが連絡支援体制の基幹的役割を果たすものとしたこと。

### (5) 高齢者在宅生活支援事業実施要綱の廃止

在宅高齢者保健福祉推進支援事業の創設に伴い、高齢者在宅生活支援事業を廃止したこと。

## 2 留意事項

(1) 上記1の(2)の緊急通報装置については、在宅高齢者保健福祉推進支援事業において、緊急通報体制等整備事業として実施される。

(2) 在宅高齢者保健福祉推進支援事業実施要綱については、別途通知する。

## 別紙【改正後（新）】

### 老人ホームヘルプサービス事業運営要綱

#### 1 目的

老人ホームヘルプサービス事業は、ねたきり老人、介護を要する痴呆性老人、疾病等により身体が虚弱な老人など身体上又は精神上的の障害があって日常生活を営むのに支障がある老人（以下本通知において「要援護老人」という。）の家庭に対して老人ホームヘルパー（以下「ホームヘルパー」という。）を派遣し老人の日常生活の世話をを行い、もって老人が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

#### 2 実施主体

事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。

この場合において、市町村は、地域の実情に応じて派遣世帯、サービス内容及び費用負担区分の決定を除きこの事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、福祉公社、医療法人等、農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに昭和63年9月16日老福第27号・社更第187号老人保健福祉部長・社会局長連名通知による「在宅介護サービスガイドライン」の内容を満たす民間事業者等並びに別に定める要件に該当する介護福祉士（以下「委託事業者等」という。）に委託することができる。

#### 3 派遣対象者

ホームヘルパーの派遣対象者は、おおむね65歳以上の要援護老人（65歳未満であって初老期痴呆に該当する者を含む。）のいる家庭であって、老人又はその家族が老人の介護サービスを必要とする場合とする。

#### 4 サービスの内容

ホームヘルパーの行うサービスは、次に掲げるもののうち、必要と認められるものとする。

##### (1) 身体の介護に関すること。

- ア 食事の介護
- イ 排泄の介護
- ウ 衣類着脱の介護
- エ 入浴の介護
- オ 身体の清拭、洗髪
- カ 通院等の介助その他必要な身体の介護

##### (2) 家事に関すること。

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓

- エ 生活必需品の買物
- オ 関係機関等との連絡
- カ その他必要な家事

##### (3) 相談、助言に関すること。

- ア 生活、身上、介護に関する相談、助言
- イ 住宅改良に関する相談、助言
- ウ その他必要な相談、助言

#### 5 サービスの提供方法

高齢者及び身体障害者の多様なニーズに応じ、ホームヘルプサービスを適切に提供するため、ソーシャルワーカー、看護婦等との連携の下に基幹的なホームヘルパー（以下「主任ヘルパー」という。）を適切に配置し、これと他のホームヘルパー（パートヘルパーを含む。）が一体となって、業務運営を行う方式（以下「チーム運営方式」という。）により、サービスを提供するものとする。

##### (1) 主任ヘルパーの選考要件

主任ヘルパーは、次のいずれかに該当する常勤の職員から市町村長が選考するものとする。ただし、委託事業者等においては、当該委託事業者等の長が選考するものとする。

- ア 介護福祉士
- イ 「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成7年7月31日社援更第192号、老計116号、児発第725号社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に基づくホームヘルパー養成研修1級課程又は継続養成研修「チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム」を受講し、修了した者
- ウ 上記イの通知に基づくホームヘルパー養成研修2級課程を修了した者であって実務経験が3年以上のもの

##### (2) 主任ヘルパーの業務内容

主任ヘルパーは、原則として利用者に対するサービス提供を担当するとともに、次の業務を担当するものとする。

- ア 在宅サービスを提供する事業所の構成員であるソーシャルワーカー及び看護婦等との業務実施上の具体的な連携のための連絡調整に関する業務
- イ ホームヘルプサービス事業の運営に関する業務（対象者のニーズを評価し、これに対応した個別援助計画等の作成、担当ヘルパーの選定等）
- ウ 構成員であるホームヘルパーに対する業務の指導に関する業務
- エ その他のホームヘルプサービスの適切かつ円滑な提供に必要な業務

### (3) 事業実施上の留意事項

ア チームは、高齢者等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間等にも対応できるようにすること。  
また、高齢者等が病院を退院し在宅生活を行う場合等においては、保健医療関係機関等との連携を図り、退院後の迅速な対応についても留意すること。

イ ホームヘルプサービス提供上の問題点及び具体的な処遇等に関する検討会等を定期的を開催すること。

ウ 主任ヘルパーは、原則として、市町村高齢者サービス調整チームに参加すること。

エ チーム運営方式によるサービス提供を実施していない事業者等においては、早急にこの方式によるサービス提供を行うこと

### 6 派遣世帯の決定等

(1) ホームヘルパーの派遣を受けようとする場合は、原則として、要援護老人の属する世帯の生計中心者からの申出により行うものとする。

(2) 市町村長は、申出があった場合は、本要綱を基にその必要性を検討し、できる限り速やかに派遣の要否を決定するものとする。

なお、その際には必要に応じ高齢者サービス調整チームを活用すること。

ただし、緊急を要すると市町村長が認める場合であっても、申出は事後でも差し支えないものとする。

(3) 派遣対象者に対するホームヘルパー派遣回数、時間数（訪問から辞去までの実質サービス時間数とする。）及び内容並びに費用負担区分は、当該老人の身体的状況、世帯の状況等を十分検討したうえで決定すること。

なお、その際には必要に応じ高齢者サービス調整チームを活用すること。

(4) 市町村長は、ホームヘルパーの派遣を受けようとする者の利便を図るため、在宅介護支援センター、ショートステイ事業を実施している特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等、委託事業者等を経由してホームヘルパー派遣申出を受理することができる。

(5) 市町村長は、ホームヘルパーの派遣対象者について、定期的に派遣継続の要否等について見直しを行うこと。

なお、その際には必要に応じ高齢者サービス調整チームを活用すること。

### 7 費用負担の決定

(1) 派遣の申出者は、別表の基準により派遣に要した費用を負担するものとする。

(2) 市町村長は、原則としてあらかじめ決定した時間数又は回数に基づき、利用者の費用負担額を月単位で決

定するものとする。

### 8 ホームヘルパーの選考

ホームヘルパーは次の要件を備えている者のうちから選考するものとする。

(1) 心身ともに健全であること。

(2) 老人福祉に関し理解と熱意を有すること。

(3) 老人の介護、家事及び相談助言を適切に実施する能力を有すること。

### 9 ホームヘルパーの研修

(1) 採用時研修

ホームヘルパーの採用等に当たっては、採用時研修を実施するものとする。

(2) 定期研修

ホームヘルパーに対しては、年1回以上研修を実施するものとする。

### 10 他事業との一体的効率的運用等

市町村は、本事業の実施運営に当たり、身体障害者ホームヘルプサービス事業及び心身障害児（者）ホームヘルプサービス事業との一体的効率的運営を行うとともに、高齢者サービス調整チーム及び在宅介護支援センター等を活用し、他の在宅福祉事業（老人短期入所運営事業、老人デイサービス事業、日常生活用具給付等事業、住宅改造相談・融資事業等）及びその他の在宅サービスに係る事業（老人保健法に規定する訪問指導、機能訓練、老人訪問看護等）との連携を図るものとする。

### 11 関係機関との連携等

市町村は、常に福祉事務所、保健所、民生委員等の関係機関との連携を密にするとともに、委託事業者等との連絡・調整を十分行い事業を円滑に実施するものとする。

### 12 ホームヘルパーの健康管理等について

ホームヘルパーの派遣対象者は、心身障害等の理由による要援護老人であって、ホームヘルパーの行うサービスは、それらの老人の日常生活に必要な介護等、老人とじかに接するものが多いので、ホームヘルパーには伝染病等に関する基礎知識を習得させるとともに次の事項に留意し、その健康管理に細心の注意を払うこと。

(1) ホームヘルパーについては、伝染病等に関する正しい基礎知識の習得に配慮するとともに、毎年1回以上健康診断を行うこと。

(2) ホームヘルパーの派遣対象者については、老人健康診査（ねたきり老人に対する訪問健康診査）の徹底を期すること。

13 その他

- (1) ホームヘルパーは、その勤務中常に身分を証明する証票を携帯するものとする。
- (2) ホームヘルパーは、派遣対象世帯を訪問する都度原則として本人等の確認を受けるものとする。
- (3) 市町村は、この事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。
- (4) 市町村は、この事業を行うため、ケース記録、派遣決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- (5) 市町村は、業務の適正な実施を図るため、委託先が行う業務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) この事業の一部を受託して実施する社会福祉法人等は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

別添2

老人日常生活用具給付等事業実施要綱

1 目的

この事業は、要援護老人及びひとり暮らし老人に対し、特殊寝台等日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 用具の種目および給付等の対象者給付等の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げるものとする。

4 用具の給付等の実施

(1) 用具の給付等は、原則として、要援護老人若しくはひとり暮らし老人又はこの者の属する世帯の生計中心者からの申出に基づき行うものとする。

(2) 市町村長は、用具の給付等の申請があった場合は、本要綱を基にその必要性を検討したうえで決定するものとする。

なお、その際には必要に応じ高齢者サービス調整チームを活用すること。

(3) 市町村長は、老人日常生活用具給付等事業を利用しようとする者の利便を図るため、在宅介護支援センター、ショートステイ事業を実施している特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等、並びに老人ホームヘルプサービス事業等を実施している市町村社会福祉協議会、農業協同組合及び農業協同組合連合会等を経由して利用申請を受理することができる。

(4) 給付等を行う日常生活用具の種類及び費用負担区分は、老人の心身の状況、住居の状況及び世帯の状況等を踏まえ決定すること。

なお、その際には必要に応じ高齢者サービス調整チームを活用すること。

(5) 用具の給付等を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者は、別表2の基準により、必要な用具の購入等に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

なお、この場合、原則として、負担する額は日常生活用具の引渡しの日に直接業者に支払うものとする。

(6) 特殊寝台、痴呆性老人排糞感知機器及び歩行支援用具のうち歩行器については、別表1に掲げる区分にかかわらず、市町村は地域の実情に応じて会計諸法規に

別表 ホームヘルプサービス事業費用負担率基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額	
		昼間帯・早朝・夜間帯 (1時間当たり)	深夜帯 (1回当たり)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）	円 0	円 0
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0	0
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	250	200
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	400	350
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	650	550
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	850	700
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	950	750

昼間帯、早朝・夜間帯の利用者負担額については、平成11年7月1日から適用

のっとり、レンタル等に関する必要事項を定めた委託契約をレンタル業者等と締結して貸与できるものとする。

なお、痴呆性老人徘徊感知機器を別表2の利用世帯の階層区分のA及びBに該当する世帯に対して給付する場合は、当分の間これによらないで貸与することができるものとする。

(7) 車いす及び移動用リフトについては、適当なレンタル業者がいけない場合等別表1に掲げる区分により難い場合は、別表1の区分にかかわらず給付できるものとする。

(8) 特殊寝台、痴呆性老人徘徊感知機器、車いす、電動車いす、移動用リフト及び歩行支援用具の歩行器を業者に委託して貸与する場合の貸与期間は、貸与決定の日からその日の属する会計年度の終了の日までとする。ただし、貸与期間が終了する日までに貸与取消の決定を行わないときは、その日の翌日から起算して1年間は引き続き効力を有するものとする。

(9) 業者に支払う特殊寝台、痴呆性老人徘徊感知機器、車いす、電動車いす、移動用リフト及び歩行支援用具の歩行器の貸与に要する費用については、一被貸与者に係る市町村が負担する額の総額は、貸与期間が連続又は継続を問わずこれを通算し、年度を単位として算定する。この場合の総額は、平成4年3月2日厚生省発第19号厚生事務次官通知「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について」に定める額から別表2の利用者負担額を控除した額の範囲内とする。

5 費用の請求用具を納付した業者が事業の実施主体に請求できる額は、用具の給付等に必要な用具の購入等に要する費用から用具の給付を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

6 給付等台帳の整備事業の実施主体は、用具の給付等の状況を明確にするための「日常生活用具給付貸与台帳」を整備するものとする。

7 電動車いすの給付等にかかわる留意事項

(1) 市町村長は、利用申請のあった場合、高齢者サービス調整チームにおいて申請者の身体状況、操作能力等その必要性、安全性を十分に検討したうえで電動車いすの給付を行うものとする。

(2) 事業の実施に当たっては、「電動車いすの交付に当たっての西過等について」(昭和56年3月30日社更第45号)及び「補装具の種類、受託報酬に関する基準の改正について」(平成4年3月31日社更第71号)別紙「電動車いす給付事務取扱要領」についても参考にすること。

8 その他市町村は、この事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。

別表1

区分	種 目	対象者	性 能
給 付	特殊寝台	おおむね65歳以上のねたきり老人	おおむね次のような性能を有するものであること。 ア 使用者の背部又は脚部の傾斜角度を調整する機能を有するものであること。 イ 床の高さが適度又は無段階に調整できるとともに落下防止柵が取り付けられ安全の確保が配慮されたものであること。
	マットレス	同 上	長時間の連続使用に耐え得るもので保温及び内部の湿気の放出等について十分配慮されたものであること。
	エアーマット	同 上	褥瘡の防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるものであること。(水等によって減圧による体圧分散効果をもつウォーターマット等を含む。)
	体位変換器	同 上	介護者が老人の体位を変換させるのに容易に使用し得るものであること。
	腰掛便座(便器)	同 上	老人の排便のために便利なものであること。
	特殊尿器	同 上	尿が自動的に吸引されるもので老人又は介護者が容易に使用し得るものであること。
	入浴補助用具	おおむね65歳以上の要介護老人であって、入浴に介助を必要とする者	入浴に際し、座位の維持、浴槽への入水等の補助が可能な用具及び寝たきり老人のための浴槽とする。
電磁調理器	おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし老人等	電磁による調理器であって、老人が容易に使用し得るものであること。	

区分	種目	対象者	性能
給付	歩行支援用具	おおむね65歳以上の老人であって下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 老人の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。
	痴呆性老人排糞感知機器	おおむね65歳以上の痴呆性老人であって排糞を伴う者の属する世帯の世帯主	排糞を伴う痴呆性老人が屋外へ出ようとした時、出口に設置したセンサーにより感知し家族及び隣人等へ通報することが可能な機器とする。
	火災警報器	おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人、ひとり暮らし老人等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。
	自動消火器	同上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るものであること。
レンタル	車いす	おおむね65歳以上の老人であって下肢が不自由な者	老人の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。(歩行機能を電動車いすによらなければ代行できない者については、電動車いすも含む。)
	移動用リフト	おおむね65歳以上のねたきり老人等を抱える介護力の低下した高齢者世帯等	おおむね次のような性能を有するものであること。 ねたきり老人等をベッドから車いす等へ容易に移動できるものであること。(ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)
貸与	老人用電話	おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし老人等	加入電話

別表2

日常生活用具給付等事業費用負担基準  
(平成5年7月から適用)

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	全額

別添4

老人デイサービス運営事業実施要綱

4 痴呆対応型老人共同生活援助事業

(1) 目的

この事業は、地域の中にある痴呆性老人グループホーム(共同生活を営む痴呆性老人に対し、家庭的な環境の中で生活援助員による生活上の指導・援助を行う形態。以下「グループホーム」という。)で生活する痴呆性老人に対し、日常生活における援助等を行うことにより、痴呆の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、痴呆性老人が精神的に安定して健康で明るい生活を送れるように支援し、痴呆性老人の福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は市町村(特別区を含む。以下同じ。)とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合において、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる地方公共団体、社会福祉法人、医療法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会、特定非営利活動促進法(平成10年法律第1号)に基づき設立された特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。

### (3) 利用対象者

グループホームの利用対象は、概ね65歳以上の程度の痴呆性高齢者（65歳未満であっても初老期痴呆に該当する者を含む。）であって、次のいずれにも該当する者とする。

ア 家庭環境等により、家庭での介護が困難な者であること。

イ 概ね身の自立ができており、共同生活を送ることの支障がないこと。（極端な暴力行動や自傷行為がある等共同生活を送ることが難しい者は除く。）

### (4) グループホームの要件

グループホームについては次の基準によるものとする。

#### ア 定員

グループホームの定員は、5人以上9人以下とする。

#### イ 建物の確保

原則として、実施主体及び運営主体が建物の所有権又は貸借権を有すること。

#### ウ 設備及び構造

(ア) 建物は、2階を設ける場合には、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物とする。ただし2階部分の面積が300㎡未満の場合を除く。また、3階以上の階を設ける場合には、耐火建築物とすること。

(イ) 他の社会福祉施設等と併設して設置する場合には、独立した出入口を設けること。

(ウ) 段差の解消、スロープの設置など、高齢者の利用に配慮した設備構造とすること。

(エ) グループホームは、原則として次の設備を有していなければならない。

居室

居間・食堂

浴室

台所

便所

洗濯家事室（ユーティリティ）

職員室

その他必要な設備

なお、設備は職員室を除き、グループホーム毎の専用設備であること。

(オ) 前項に掲げる設備の基準は次のとおりとする。

居室は原則として個室とし、入居者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9㎡以上とすること。なお、13㎡以下の場合には、押し入れ等の収納設備を別に確保すること。ただし、

既存の建物の場合は、面積要件について弾力的に取り扱うことができる。なお、2室以上の居室をつなげて利用するために、各居室間に扉等を設けることは妨げない。

居室は地階に設けてはならないこと。

居室には原則として手洗設備を設けること。

浴室は1～2人用の個室浴槽とし、入浴に介助を必要とする者の使用に適したものとすること。

便所は原則として複数箇所に分散して設けること。

台所は入居者と施設職員が共働できる十分な広さを有していること。

(カ) 保健衛生及び安全が確保されていること。

#### エ その他

痴呆性老人に対するケアの実施、ケアの確保、緊急時の体制等について考慮する必要があるため、次の点に配慮すること。

(ア) 特別養護老人ホーム等のバックアップ施設、ボランティア等のサポート体制があること。

(イ) 協力医療機関等緊急時等においても迅速に対応できる体制であること。

### (5) 運営

施設では、痴呆性老人が地域社会とのつながりの中で、安全に共同生活を行うことを基本に、グループホームサービスの提供を行うこと。

ア 利用者の身体的、精神的状況の的確な把握に努めるとともに、症状等に応じて、医療機関への受診を図るなど、適切な対応を行うこと。

イ 老人デイサービスセンター等通所サービス利用は、利用者個々の心身の状況に応じ、適切に行うこと。

ウ 日常生活を通じたケアを行うという観点から、グループホーム内での食事は、原則として、利用者として施設職員が共同で調理して行うように努めること。

エ 事故防止のため、利用者の行動特性等を十分に把握して、安全に配慮した運営を行うこと。

### (6) 職員配置

グループホームは、痴呆性老人の特性等に適切に対応するため、日中については、利用者に対して3:1の割合で職員を配置すること。

ア 痴呆性老人の処遇に関する専門的知識を有し、責任者となりうる者が、毎日1名以上勤務する体制を確保すること。

また、その職員が不在となる時間帯についても責

任体制を明確にするとともに、責任者への連絡体制等を整備すること。

イ 夜間についても常時1名以上の職員を配置するなど、職員が空白となる時間帯が生じないようにすること。

ウ 処遇に当たる職員等に対しては、必要な研修を実施すること。

#### (7) 事業内容

ア 一定の期間、住居及び食事の提供を行う。

イ 利用者に対して、金銭管理の指導、健康管理の助言等の生活指導を行うとともに緊急時の対応を行う。

ウ 利用者に対して、食事、入浴及び排泄等の援助を行う。

エ グループホームの特性を生かした個別援助計画を作成し、利用者が安心した生活を送れるよう援助を行う。

#### (8) 利用世帯の決定等

ア 本事業を利用しようとする者は、住所、氏名及び世帯員の状況等利用に際し必要な事項を記載した申出書を市町手帳に提出するものとする。なお、申出者は原則として当該世帯の生計中心者とする。

イ 市町村長は、利用対象者から事業の利用申請があった場合は、必要性を勘案した上で、決定するものとする。なお、その際には必要に応じ高齢者サービス調整チームを活用すること。

ウ 市町村長は、本事業の利用を受けようとする者の利便を図るため、在宅介護支援センター、ショートステイ事業を実施している特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等、老人ホームヘルプサービスを実施している市町村社会福祉協議会等を経由して申出書を受理することができる。

#### (9) 利用者の費用負担

利用者の費用負担はアとイの額の合算額とし、月単位で決定するものとする。

ア グループホームの利用者の1月当たりの利用料は、別に定める事業に要する経費の額を利用定員で除した額の1/12月分の1割とする。(千円未満切り捨て)  
ただし、生活保護世帯及び所得税非課税世帯は無料とする。

イ 市町村は、運営施設ごとの家賃、飲食物費、光熱水費及びその他共通経費等の実費を定め、利用者が負担するものとする。

#### (10) 経費の補助

この実施要綱により実施する事業に要する経費については、別に定めるところにより、国庫補助を行うものとする。

#### (11) その他

ア 市町村は、本事業の運営に当たっては、高齢者サービス調整チームを活用し、ホームヘルプサービス、老人デイサービスセンター等との在宅福祉に関する諸事業及び老人保健に関する諸事業との連携を図り実施するものとする。

イ 市町村長は、実施施設、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、民生委員、医療機関等の関係機関との連携を密にするとともに、家族やボランティアの協力を得られるよう配慮し、円滑な運営に努める。

ウ 市町村は、業務の適正な実施を図るため、委託先が行う業務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずるものとする。

エ この事業を受託している特別養護老人ホーム等は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

オ 本事業は、社会福祉事業法の第2種社会福祉事業の老人デイサービス事業の一種として取り扱われたい。

カ 施設整備については、社会福祉・医療事業団の融資対象となっている。

#### 別添4の2

##### 在宅介護支援センター運営事業等実施要綱

#### 1 在宅介護支援センター運営事業

##### (1) 目的

在宅介護支援センター運営事業は、在宅の要援護老人の介護者等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護老人及びその介護者の介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが、総合的に受けられるように市町村等関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を供与し、もって、地域の要援護老人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

##### (2) 実施主体

この事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる地方公共団体、社会福祉法人、医療法人(地域医師会を含む。)又は民間事業者等に委託することができるものとする。なお、市町村



は、委託に当たっては、委託条件、遵守事項等の委託内容を明記した委託契約書を作成し、かつ、保管するものとする。

### (3) 利用対象者

この事業の対象者は、おおむね65歳以上の要援護老人又はこれらの者を抱える家族等とする。

### (4) 市町村の責務

ア 市町村は、(1)の目的を達成するため、必要に応じ、在宅介護支援センター（以下「支援センター」という。）の適正な配置又は適切な事業の実施若しくは委託を行うなど、その体制の整備に努めるものとする。

イ 市町村は、コンピューター、電話、ファックス、会議、面談等の手段を用いて、支援センター間における保健、医療又は福祉に関する専門的な情報の交換などの連携が円滑に行われるよう市町村内のすべての支援センターを包摂する連絡支援体制（以下単に「連絡支援体制」という。）を整備するものとする。この場合、市町村は、あらかじめ、連絡支援体制の基幹となる支援センター（以下「基幹型支援センター」という。）を1か所定めるものとする。ただし、概ね人口10万人を超える市町村にあっては、当該超える人口が、10万人又はその端数を増すごとに1か所を加えて定めることができるものとする。なお、基幹型支援センターは、その整備に相当の時間を要することに鑑み当分の間、これを設置しないことができる。この場合であっても、市町村は、地域の実情に応じて極力早期に基幹型支援センターを設置するよう努めるとともに、これが設置されるまでの間は、自らが連絡支援体制の基幹的役割を果たすものとする。

ウ 市町村は、本事業の実施又は委託に当たっては、中学校区を標準として、地域の実情に応じた担当区域を支援センターごとに定めることを原則とする。ただし、基幹型支援センターについては、担当区域を定めないことができる。

### (5) 事業内容

支援センターは、以下に定める事業を地域に積極的に出向き又は支援センターにおいて行うものとする。

ア 地域の要援護老人の心身の状況、家族の状況等の実態を把握するとともに介護ニーズ等の評価を行うこと。

イ 市町村の公的保健福祉サービスの円滑な適用に資するため、要援護老人及びその家族（原則として担

当区域内の者に限る。）に関する基礎的事項、支援サービス計画の内容及び実施状況、処遇目標達成状況及び今後の課題等を記載した台帳（以下「処遇台帳」という。）を整備すること。

ウ 各種の保健福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行うこと。

エ 在宅介護に関する各種の相談に対し、電話相談、面接相談等により、総合的に応じること。

オ 要援護老人を抱える家族等からの相談や在宅介護相談協力員（以下「相談協力員」という。）からの連絡を受けた場合、これらの者に対し、訪問等により在宅介護の方法等についての指導、助言を行うこと。

カ 地域の要援護老人やその他家族の公的保健福祉サービスの利用申請手続の受付、代行（市町村等への申請書の提出）等の便宜を図る等、利用者の立場に立って公的保健福祉サービスの適用の調整を行うこと。

キ 相談協力員に対する定期的な研修会及び支援センターと相談協力員との情報交換及び相談協力員相互の情報交換、親睦等を図るための相談協力員懇話会の開催並びに相談協力員との日常的な連絡調整を行うこと。

ク 福祉用具の展示、利用対象者の心身の状況を踏まえた福祉用具の紹介、並びに福祉用具の選定若しくは具体的な使用方法又は高齢者向け住宅への増改築に関する相談及び助言を行うこと。ただし、特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院等又はこれらとの密接な連携が確保された単独型の老人デイサービスセンター等（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設しない支援センターであって基幹型支援センターに該当しないもの（以下「単独型支援センター」という。）にあっては、この限りでない。

ケ 基幹型支援センターは、あらかじめ掲げる業務のほか、支援センターが職員の訪問又は相談者の来訪等により把握した対象者に関する情報を集約し、必要に応じ、在宅福祉サービス利用情報等の他の支援センターに提供することにより、他の支援センターを統括し、かつ、支援すること。

なお、担当区域を定めない基幹型センターについては、ア及びイの業務を行わないことができる。

### (6) 事業の実施

この事業のうち、基幹型支援センターについては、市町村が直接実施し又はこれに準ずる者に委託して実施すること及び特別養護老人ホーム等に併設し又は特

別養護老人ホーム等による後方支援体制が地域の実情に応じて確保されていることを原則とする。

また、この事業のうち、基幹型支援センター以外の支援センターについては、特別養護老人ホーム等に併設し又は基幹型支援センター若しくは特別養護老人ホーム等による後方支援体制が地域の実情に応じて確保されていることを原則とする。

ア 市町村及び支援センターは、夜間等の緊急の相談等に備え、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法、緊急時の公的サービスの利用に伴う利用申請手続等の取扱等の対応手順を支援センターに併設される特別養護老人ホーム等（以下「併設施設」という。）及び消防署、特別養護老人ホーム、医療機関等の関係機関と協議の上、定めるものとする。

イ 市町村は、事業の実施に当たって、支援センターと協議の上、年間の事業計画を定めるとともに、支援センターは、月間の事業計画を定め、本要綱に定めた事業を計画的に実施するものとする。

ウ 支援センターは、相談を受けた場合等は、速やかに必要な活動を展開するものとする。

エ 支援センターは、処遇台帳を適切に管理し、継続的支援、処遇の適正な実施を図るものとする。

オ 支援センターの業務については、フレックスタイム制の勤務体制を組むなど、住民の利用度の高い時間に対応できる運営体制を採るものとする。

ただし、相談窓口としての業務については、併設施設等の機能との連携の下に24時間対応の体制を採るものとする。

カ 併設施設は、緊急時において当該施設で実施する在宅サービス等の利用が可能となるよう体制を確保しておくものとする。

#### (7) 支援センター及び併設施設の要件

##### ア 支援センターに係る要件

(ア) 支援センターは、市町村又は市町村が運営を委託することを予定している地方公共団体、社会福祉法人、医療法人又は民間事業者等が設置すること。

(イ) 事業の適正な運営を確保できる職員の配置を行うこと。特に、運営を委託する法人又は併設施設が新設である場合には、配置職員については、事前に十分な研修等を行い、業務遂行能力を確保すること。

(ウ) 24時間を通じて、併設施設等との連携により、緊急の相談に対しても適切な助言、関係機関等への連絡等の対応が図れること。

(エ) 相談や福祉用具の展示に必要な空間（スペース）を確保すること。

(オ) 在宅保健福祉サービスの適用機関である市町村との連携や、保健、福祉、医療の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備すること。

##### イ 併設する特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院等に係る要件

(ア) 市町村を始め民生委員、社会福祉協議会、保健医療福祉関係者、ボランティア等との協力連携関係が得られること。

(イ) 特別養護老人ホームの場合は、ショートステイ事業及びデイサービス事業を適正に実施していることを原則とすること。

老人保健施設、病院等の場合は、地域の老人のためのデイケア又は通所によるリハビリテーション事業を実施することを原則とする。

(ウ) 特別養護老人ホームの場合は、ホームヘルプサービス事業を受託しているか、又は近い将来受託する予定があることを原則とすること。

病院等の場合は、老人訪問看護事業を継続的な事業として実施する予定であることを原則とする。

(エ) 在宅の要介護老人の介護者に対し、介護に関する研修や啓発のための事業を実施すること。

(オ) これらの事業の利用者の処遇に必要な情報の記録、管理及び活用が適切に行われること。

(カ) 市町村の在宅サービスの適用申請の経路機関となり得ること。

(キ) 運営を受託する法人が新設の場合には、運営開始後の在宅保健福祉サービスの拠点としての活動が十分に期待できるとともに、(ア)から(カ)までの事項についての適正な実施が見込まれること。

また、管轄する市町村からの適切な後方支援体制が確保できること。

#### (8) 職員の配置等

##### ア 職員の配置

(ア) この事業を行うに当たっては、あらかじめ、支援センターの管理責任者を定めるとともに、次に掲げる職種の職員を常勤で配置するものとする。

なお、職員の配置に当たっては、福祉関係職種と保健医療関係職種を組み合わせ配置するものとする。

社会福祉士等のソーシャルワーカー又は保健婦1人

看護婦又は介護福祉士1人

(イ) 基幹型支援センターについては、(ア)に掲げる職種の職員に加えて対象者の実態把握に必要な職員を配置するときは、社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健婦、看護婦、介護福祉士又は介護支援専門員に関する省令(平成10年厚生省令第53号。)第1条に規定する業務従事期間要件に該当する者(以下「ソーシャルワーカー等」という。)を配置するものとする。

(ウ) 単独型支援センターについては、(ア)にかかわらず、ソーシャルワーカー等のうち1人を常勤で配置するものとする。

#### イ 職員の責務

(ア) 支援センターの職員は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

キ 市町村は、本事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、相談内容、処理状況等について、年1回以上定期的な事業実施状況の報告を求めるとともに、定期的に事業実施状況の調査を行うものとする。

また、調査の結果、公的サービスとしての本事業の機能が十分果たすことができないと認められる場合は、委託を取り消すものとする。

ク 支援センターのソーシャルワーカー又は保健婦は、法人が受託した老人ホームヘルプサービス事業の実施に当たって、総合的な観点から調整を行うとともに、看護婦又は介護福祉士及びホームヘルパーと機能的に連携し、一体となって、円滑な事業運営を行うものとする。

ケ 実施施設は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

#### (12) 利用料

原則として無料とする。

#### (13) 支援センターの構造及び設備

ア 建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は、同条第9号の3に規定する準耐火建築物とする。ただし、単独型支援センターについては、この限りでない。

イ 支援センターには、運営に必要な面積を有する事務室、相談室、会議室及び福祉用具の展示に必要な空間(スペース)(単独型支援センターにあつては、事務室及び相談室に限る。)を設けるものとする。

ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共有

すること等により、併設する施設の入所者の処遇及び当該施設の運営上支障が生じないときは、この限りでない。

#### (14) その他

別添4の1の(9)のア及び1の(11)のエについては、これを準用する。